

第5回「五木村の今後の生活再建を協議する場」(通常会議)

協議概要

日 時 : 平成23年6月26日(日) 13:30~14:40
場 所 : 熊本県五木村役場
出席者 :
(国) 九州地方整備局河川部長、同河川調査官、
同川辺川ダム砂防事務所長
(熊本県) 企画振興部長、土木部長
(五木村) 村長、村議会議長

<議事>

○ 五木村の今後の生活再建について

<結果>

○ 別紙のとおり、国土交通省九州地方整備局、熊本県、五木村で合意した。

決定事項

1. 五木村における川辺川ダムに関連する生活再建の円滑な実施のため、平成24年度予算要求に当たっては、現行の予算制度を活用して整備を推進していくこととする。

① 国は、現在川辺川ダム調整事業費で継続している4事業（頭地大橋を含む県道宮原五木線（県との合併施工）、元井谷水源の整備、代替農地の整備、スクールバス車庫・消防署の移転補償）の残事業について、引き続き実施する。

なお、上記県道の工事に関連し、坊主山の掘削土砂を活用した農地造成や頭地大橋下に位置する田口の銀杏の木の移植に速やかに着手するものとする。

② 熊本県及び五木村は五木村の振興に向け、次のように各種事業を実施することとする。この場合において、国は財政面・技術面において、可能な限りで支援する。

- ・ 熊本県は、地域からの要請が特に強い国道445号（九折瀬地区）の整備に道路事業として着手する。
- ・ 五木村は、五木村の振興計画に基づき必要な事業を実施する。

2. 今後とも事業実施のために、この会議を毎年度開催し、翌年度に実施する予定の事業内容について協議を行うこととする。

3. その他

水没予定地として国が買収した土地の利活用案については、国が五木村から具体的な提案を受けながら、検討していくこととする。

平成23年6月26日

国土交通省九州地方整備局

熊 本 県
五 木 村